事　務　連　絡
令和４年 12 月 27 日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について

「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和４年 12 月７日付け事務連絡）でお示ししていた、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園における実態や、各自治体等における不適切な保育への対応の実態を把握するための調査の詳細について下記のとおりお示しします。

つきましては、下記に従って、各自治体等における虐待等の不適切な保育への対応等をご回答いただくとともに、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管・所轄の認定こども園（全類型）に対して対応をお願いいたします。

なお、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所や地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園において、虐待や体罰はあってはなりません。不適切な保育は、保育環境等も含めた様々な要因により、どこの保育現場でも起こり得るという問題意識のもと、少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待や体罰につながっていくこともあり得ます。保育現場において不適切な保育と疑われた段階で、施設内外への共有、相談等や行政による支援等を通じて、不適切な保育の改善を図

るとともに、その後の防止につなげていく必要があります。こうした認識のもと、各対象施設におかれましても、本調査に対するご協力をお願いします。

記

<u>〇本調査の趣旨</u>

・　保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
・　本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
・　併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

<u>〇自治体等に対する調査</u>

１．提出期限

令和５年２月３日(金)

２．関係調査票等

・「自治体等における虐待等の不適切な保育への対応等についての調査票」（別添１）
・「(都道府県用）別添１集計マクロ」（別添２）　※　追って送付いたします。

３．提出方法

＜保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園について＞

○　各都道府県保育主管課は、別添１に回答するとともに、管内市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）の保育主管課に対して、同調査票の作成を依頼すること。その後、各々の市町村から提出された調査票と都道府県自身が記入した調査票を、別添２を用いて一つのファイルに統合し、下記の提出先に提出すること。

○　各都道府県（指定都市、中核市、児童相談所設置市を含む。）認可外保育施設主管課は、別添１に回答するとともに、管内市町村へ指導監督について権限移譲を行っている場合は、移譲先の市町村の同担当課に対して、同調査票の作成を依頼すること。その後、各々の市町村から提出された調査票と都道府県自身が記入した調査票を、別添２を用いて一つのファイルに統合し、下記の提出先に提出すること。

○　各都道府県認定こども園主管課は、別添１に回答するとともに、管内市町村（指定

都市、中核市及び特別区を含む。）の認定こども園主管課に対して、同調査票の作成を依頼すること。その後、各市町村から提出された調査票と都道府県自身が記入した調査票を、別添２を用いて一つのファイルに統合し、下記の提出先に提出すること。

○　なお、都道府県内における担当課が重複している等の場合に、当該都道府県担当課において認可保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園分をまとめて一つのファイルとして提出することも差し支えない。

●　提出の系統

厚生労働省、内閣府 ←―――― 都道府県 ←―――― 市町村（※）

↑
├―― 指定都市（認可外保育施設分に限る。）
├―― 中核市（認可外保育施設分に限る。）
└―― 児童相談所設置市（認可外保育施設分に限る。）

（※）認可外保育施設分は、指導監督について市町村に権限移譲を行っている場合のみ

●　提出先

※都道府県は、施設種別を問わず、①～③の３アドレスすべてにまとめて提出すること。認可外保育施設に関する指定都市・中核市・児童相談所設置市は②にのみ提出すること。

①　hoikuka@mhlw.go.jp

②　ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

③　kodomokosodate1kai@cao.go.jp

＜幼稚園について＞

○　各都道府県教育委員会幼稚園主管課は、所管の幼稚園がある場合は別添１に回答するとともに、管内市町村教育委員会（指定都市、中核市及び特別区を含む。）の幼稚園主管課に対して、同調査票の作成を依頼すること。その後、各々の市町村から提出された調査票と都道府県教育委員会自身が記入した調査票を、別添２を用いて一つのファイルに統合し、文部科学省初等中等教育局幼児教育課に提出すること。

○　各都道府県私立学校主管課は、別添１に回答するとともに、記入した調査票を文部科学省初等中等教育局幼児教育課に提出すること。

○　附属幼稚園を置く国立大学法人担当課は、別添１に回答するとともに、記入した調査票を文部科学省初等中等教育局幼児教育課に提出すること。

●　提出の系統

【各都道府県教育委員会幼稚園主管課】

文部科学省 ←―――― 都道府県 ←―― 市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）

【各都道府県私立学校主管課】

文部科学省 ←―――― 都道府県

【附属幼稚園を置く国立大学法人担当課】

文部科学省 ←―――― 国立大学法人

● 提出先等

- 提出先：youji@mext.go.jp
- 連絡先：文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
- tel：03-5253-4111（内線 3136）

＜特別支援学校幼稚部について＞

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課は、所管の特別支援学校幼稚部がある場合は別添１に回答するとともに、管内市町村教育委員会（中核市及び特別区を含む。）の特別支援教育主管課に対して、同調査票の作成を依頼すること。その後、各々の市町村から提出された調査票と都道府県教育委員会自身が記入した調査票を、別添２を用いて一つのファイルに統合し、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に提出すること。

各都道府県私立学校主管課及び附属特別支援学校幼稚部を置く国立大学法人担当課は、別添１に回答するとともに、記入した調査票を文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に提出すること。

● 提出の系統

【各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課】

文部科学省 ←―――― 都道府県教育委員会 ←―― 市町村（中核市及び特別区を含む。）教育委員会

←―――― 指定都市教育委員会

【各都道府県私立学校主管課】

文部科学省 ←―――― 都道府県

【附属特別支援学校幼稚部を置く国立大学法人担当課】

文部科学省 ←―――― 国立大学法人

● 提出先等

・ 提出先：toku-sidou@mext.go.jp
・ 連絡先：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
・ tel：03-5253-4111（内線 3716）

４．記入要領

・回答は、各施設類型（15E～15M）の欄に記入すること。

・「１．虐待等の不適切な保育が疑われた事案」における個別事案の回答に当たっては、別紙を踏まえ回答すること。なお、「１．虐待等の不適切な保育が疑われた事案」については、幼稚園及び特別支援学校幼稚部は調査対象外であること。

<u>○各施設に対する調査</u>　※幼稚園及び特別支援学校幼稚部については対象外

１．提出期限

令和５年２月３日（金）

２．関係調査票等

・「保育施設における不適切な保育への対応等についての調査票」（別添３）
・「（市町村等用）別添３集計マクロ」（別添４）　※　追って送付いたします。
・「（都道府県等用）別添４集計マクロ」（別添５）　※　追って送付いたします。

３．提出方法

○　認可保育所及び地域型保育事業所分については、各市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）保育主管課から域内の全ての認可保育所及び地域型保育事業所に対して別添３を配布し、回収いただくようお願いする。各市町村保育主管課は回収した調査票を、別添４を用いて一つのファイルに統合し、各都道府県保育主管課に提出すること。各都道府県保育主管課は各市町村から回収した別添４を、別添５を用いて一つのファイルに統合し、下記提出先に提出すること。

○　また、認可外保育施設分については、各都道府県（指定都市、中核市、児童相談所設置市を含む。）認可外保育施設主管課から域内の全ての認可外保育施設（個人のベビーシッターを除く。）に対して別添３を配布し、回収いただくようお願いする。各都道府県認可外保育施設主管課は回収した調査票を、別添４を用いて一つのファイルに統合し、下記提出先に提出すること。

○　また、認定こども園（全類型）分については、各市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）認定こども園主管課から域内の全ての認定こども園に対して別添３を配布し、回収いただくようお願いする。各市町村認定こども園主管課は回収した調査票を、別添４を用いて一つのファイルに統合し、各都道府県認定こども園主管課に提出すること。各都道府県認定こども園主管課は各市町村から回収した別添４を、別添５を用いて一つのファイルに統合し、下記提出先に提出すること。

○　なお、都道府県内における担当課が重複している等の場合に、当該都道府県担当課において認可保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（全類型）分をまとめて一つのファイルとして提出することも差し支えない。

●　提出の系統

厚生労働省、内閣府　←――――　都道府県←――　市町村（※）

↑
├―― 指定都市（認可外保育施設分に限る。）
├―― 中核市（認可外保育施設分に限る。）
└―― 児童相談所設置市（認可外保育施設分に限る。）

（※）都道府県より管内市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く。）へ認可外保育施設の指導監督について権限移譲を行っている場合は、適宜調整の上、都道府県においてとりまとめたものを厚生労働省及び内閣府へ提出いただきたいこと。

●　提出先

※都道府県は、施設種別を問わず、①～③の３アドレスすべてにまとめて提出すること。認可外保育施設に関する指定都市・中核市・児童相談所設置市は②にのみ提出すること。

①　hoikuka@mhlw.go.jp

②　ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

③　kodomokosodate1kai@cao.go.jp

４．記入要領等

・「○個別事案について」の回答に当たっては、別紙を踏まえ回答すること。

・本調査の結果は、国において結果の公表を予定しているが、個別の施設等を特定する形で公表することはないこと。

○本件についての問合せ先
・認可保育所及び地域型保育事業に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課　企画調整係
tel：03-5253-1111（内線 4852,4854）
・認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課　少子化総合対策室指導係
tel：03-5253-1111（内線 4838）
・幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局幼児教育課　企画係
tel：03-5253-4111（内線 3136）
・特別支援学校幼稚部に関すること
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課　指導係
tel：03-5253-4111（内線 3716）
・認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部　参事官（認定こども園担当）付
tel：03-5253-2111（内線 38446, 38374）

別紙

個別事案の調査の考え方について

○　自治体等調査票の「１．虐待等の不適切な保育が疑われた事案」の No.1.2 及び園調査票の「○個別事案について」の No.1 における「不適切な保育」とは、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和３年４月作成）で示される下記の行為類型を指す。

①　<u>子ども一人一人の人格を尊重しない関わり</u>

②　<u>物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ</u>

③　<u>罰を与える・乱暴な関わり</u>

④　<u>子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり</u>

⑤　<u>差別的な関わり</u>

○　また、自治体等調査票の「１．虐待等の不適切な保育が疑われた事案」の No.1.3 における「虐待」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 各号に掲げる行為である下記の行為類型を指す。

・　身体的虐待

・　ネグレクト

・　性的虐待

・　心理的虐待

（参考）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）

（虐待等の禁止）

第九条の二　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第三十三条の十各号に掲げる行為</u>その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第三十三条の十　（略）

一　<u>被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u>　<u>*※身体的虐待*</u>

二　<u>被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</u>　<u>*※性的虐待*</u>

三　<u>被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</u>　<u>*※ネグレクト*</u>

四　<u>被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</u>　<u>*※心理的虐待*</u>

自治体等における虐待等の不適切な保育への対応等についての調査票

記入日：　年　月　日（ ）
都道府県名　※プルダウンメニューより都道府県名を選択
市区町村名
（又は国立大学法人名）　※市区町村（又は国立大学法人）が回答する場合のみ
部署名
担当者名
連絡先（電話番号）
連絡先（E-mail）
※行・列の追加や削除、シート名の変更は行わないでください。
※令和４年度（令和４年４月１日から令和４年12月31日の間までの間の開所日）の状況について回答してください。
※灰色で塗りつぶしたセルについては記入不要です。

No.	設問	選択肢等	回答欄								
			保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
1.虐待等の不適切な保育が疑われた事案　　（注１）認可外保育施設については、指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く。											
1.1	不適切な保育が疑われるとして事実確認（立入検査や関係者からの聞き取り等）を行った件数について数値を入力してください。 ※結果として事実が確認できなかったものも含みます。実件数でカウントしてください。よって、1.2及び1.3の件数の合計と一致しないことがありえます。	数値入力									
1.2	不適切な保育の事実が確認された件数全体と類型毎の件数を入力してください ＜「不適切な保育の事実が確認された件数全体」について＞ ・「不適切な保育の事実が確認された件数全体」は、実件数を入力して下さい。 ・一つの事案に対して一件入力して下さい。例えば、不適切な保育が同一人により継続的に行われている場合等、一連の事案と考えられる場合や、同一の事案に対して複数の関係者から通報を受けている場合等については、一件の事案として自治体において判断していただいて差し支えございません。 ・一つの事案が複数の行為類型にかかるケースであっても、行為類型を足し合わせた件数を入力しないでください。 ＜類型毎の件数について＞ ・一つの事案が複数の行為類型にかかるケースであった場合には、それぞれの類型毎にカウントしてください。 ・このため、「不適切な保育の事実が確認された件数全体」と「類型毎の件数の合計」は一致しないことがあり得ます。	不適切な保育の事実が確認された件数全体（数値入力）									
		子ども一人一人の人格を尊重しない関わり（数値入力）									
		物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ（数値入力）									
		罰を与える・乱暴な関わり（数値入力）									
		子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり（数値入力）									
		差別的な関わり（数値入力）									
		その他（下に具体的内容を記載してください）									
1.3	1.2のうち、「虐待」（児童福祉法第33条の10各号に規定する行為を指します。）と確認した事案全体と類型毎の件数を入力してください ＜「「虐待」と確認した事案の件数全体」について＞ ・「「虐待」と確認した事案の件数全体」は、実件数を入力して下さい。 ・一つの事案に対して一件入力して下さい。例えば、虐待が同一人により継続的に行われている場合等、一連の事案と考えられる場合や、同一の事案に対して複数の関係者から通報を受けている場合等については、一件の事案として自治体において判断していただいて差し支えございません。 ・一つの事案が複数の行為類型にかかるケースであっても、行為類型を足し合わせた件数を入力しないでください。 ＜類型毎の件数について＞ ・一つの事案が複数の行為類型にかかるケースであった場合には、それぞれの類型毎にカウントしてください。 ・このため、「「虐待」と確認した事案の件数全体」と「類型毎の件数の合計」は一致しないことがあり得ます。	「虐待」と確認した事案の件数全体（数値入力）									
		身体的虐待（数値入力）									
		ネグレクト（数値入力）									
		性的虐待（数値入力）									
		心理的虐待（数値入力。）									
1.4	1.2で回答した事案の把握の経緯について、類型毎に件数を入力してください （複数回答可）	随時の園からの報告（数値入力）									
		当事者の保護者からの連絡（数値入力）									
		当事者の保護者以外の通報（数値入力）									
		指導監査や巡回指導（数値入力）									

No.	設問	選択肢等	保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
		報道（数値入力）									
1.5	1.3で回答した事案の把握の経緯について、類型毎に件数を入力してください （複数回答可）	随時の園からの報告（数値入力）									
		当事者の保護者からの連絡（数値入力）									
		当事者の保護者以外の通報（数値入力）									
		指導監査や巡回指導（数値入力）									
		報道（数値入力）									
1.6	【市町村のみ回答(注１)】1.2で回答した事案の把握の経緯について、事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った件数	数値入力									
1.7	【市町村のみ回答(注１)】1.3で回答した事案の把握の経緯について、事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った件数	数値入力									
1.8	1.2で回答した事案について、保育所等に対して何らかの対応を取った件数	「指導等（口頭指導や書面指導を含む）」（数値入力）									
		「相談や助言等」（数値入力）									
1.9	1.8で選択肢のいずれかに回答した事案について、施設から是正状況等に関する報告を受けた件数	数値入力									
1.10	1.3で回答した事案について、保育所等に対して是正のための指導等（口頭指導や書面指導を含む）を取った件数	数値入力									
1.11	1.10で回答した事案について、施設から是正状況等に関する報告を受けた件数	数値入力									

No.	設問	選択肢等	保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
2.虐待等の不適切な保育が疑われた事案の把握・対応の体制											
虐待等の不適切な保育の把握体制											
2.1	虐待等の不適切な保育が疑われる事案の対応窓口としての位置づけの相談窓口やコールセンター（それに類する係等）を設置していますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.2	【2.1で「①はい」を選んだ自治体のみ回答】　相談窓口やコールセンター（それに類する係等）の周知方法について当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答）	自治体ホームページでの告知									
		ポスターでの告知									
		入園前説明会やしおり等での周知									
		重要事項説明書への記載									
		プリント等配布物での告知									
		「不適切な保育に関する相談窓口」といった名称をつけて分かりやすく掲示									
		その他（下に具体的内容を記載してください）									
2.3	虐待等の不適切な保育が疑われる事案や虐待等の不適切な保育が確認された事案に関する施設から自治体への報告の基準や手続きを各施設に周知していますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									

No.	設問	選択肢等	保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
事実確認等	**（注２）認可外保育施設については、都道府県が指導監督の権限を移譲している市町村を含む。**										
2.4	虐待等の不適切な保育が疑われる事案を把握した場合の、緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.5	事実確認のプロセスは明確に定めていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.6	自治体内部で、虐待等の不適切な保育が疑われる事案に関する情報共有を行うためのプロセスが定められていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.7	（保育所・認定こども園について） 【都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市のみ回答（注２）】口頭・書面調査から特別指導監査等の実地検査に移行する際の判断基準を明確に定めていますか。 （幼稚園について） 口頭や書面での調査から、実地での調査に移行する際の判断基準を定めていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
都道府県／市町村との連携体制											
2.8	市町村／都道府県との情報共有に関する手順が定められていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.9	市町村／都道府県への情報共有のタイミングについて当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答） （情報共有のタイミング）	相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点									
		事実確認等に着手した時点									
		事実確認によって著しく不適切な保育が行われた事実が認定された時点									
		確認された事実に基づき、是正に向けた対応方針が固まった時点									
		その他（下に具体的内容を記載してください）									
2.10	市町村／都道府県への情報共有の方法について当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答） （情報共有の方法）	担当者間の電話やメール等のやり取り									
		様式を用いてFAXやメール等のやり取り									
		その他（下に具体的内容を記載してください）									
2.11	【都道府県のみ回答】実地検査を行うに当たり、保護者対応や保育の実施状況の確認等の面で、市町村との連携体制を整備する取組を行っていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
2.12	【都道府県のみ回答】指導監査等による事実認定・指導・勧告等の対応や是正状況を市町村と共有する取組を行っていますか。	①はい、②いいえ（プルダウンで選択）									
事実確認後の対応											
2.13	事案の公表に係る判断方針の有無と、有る場合はその内容を下段に記載してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
2.14	事案の保護者への説明についての対応方針の有無と、有る場合はその内容を下段に記載してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
2.15	虐待等を行った保育士等を現場から離す等の更なる被害を防止するための対応方針の有無と、有る場合はその内容を下段に記載してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
2.16	事案の検証や再発防止に向けた取組についての対応方針の有無と、有る場合はその内容を下段に記載してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
2.17	被害にあった保護者やこどもへの精神的ケアに係る方針の有無と、有る場合はその内容を下段に記載してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）									

No.	設問	選択肢等	保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
3.虐待等の不適切な保育の未然防止のための取組											
3.1	不適切な保育の防止及びその対応についてのガイドラインの策定の有無	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
	（上記で有りの場合）策定時期	年度（西暦）									
3.2	不適切な保育の防止及びその対応に関する保育所等による自主点検項目（チェックリスト）の策定の有無	①有り、②無し（プルダウンで選択）									
	（上記で有りの場合）策定時期	年度（西暦）									
3.3	保育所職員への啓発や研修等の実施状況について、当てはまるもの全てに数字の1を入力した上で、その頻度について回答してください。（複数回答）	「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や全国保育士会の「セルフチェックリスト」について、管内の保育所職員に周知している									
		自治体で作成した不適切な保育の防止に関するガイドラインやマニュアル等について、管内の保育所等職員に周知している									
		保育所等職員に対する、不適切な保育の防止に関する研修等を実施している（実施している場合その頻度についても回答してください。）									
		実施している場合の頻度について、もっとも近いものを一つ選択してください									
		保育所長等を対象とした、保育所等の運営を適切に行うためのマネジメントに関する研修・教育等を実施（実施している場合その頻度についても回答してください）									
		実施している場合の頻度について、もっとも近いものを一つ選択してください									
		園内における、不適切な保育防止に向けた体制構築（不適切な保育防止の担当者の設置など）を推奨している									
		ストレスマネジメントに関する研修・教育等を実施している									
3.4	通報等がしやすい環境整備について、当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答）	研修等の機会を通じ、園長等に対し、「隠さない」「嘘をつかない」といった意識の醸成等を図っている									
		虐待が疑われる事案の発見者は一人で抱え込まず、保育所等が組織として適切な対応を行わない場合、速やかに各自治体の相談窓口等へ相談するよう周知を行っている									
		通報を理由に不利益な取扱いを受けないという公益通報者保護法の規定及びその趣旨について周知を行っている									
3.5	保育の質の向上に向けた保育者支援の観点から、園へのサポートとしてどのような取組を行っているか、又は行う予定か、当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答）	保育環境の改善を行う事業等									
		勤務環境の改善に関するコンサルティング等									
		職場内での研修の実施による職員相互の交流や資質向上の推進を行う事業等									
		自園の保育を別の視点からの振り返る契機を得るため、公開保育の実施や保育施設間で職員の相互交流を行う事業等									
		外部の助言者の巡回支援等、日々の保育の実践に関する相談支援体制の構築を行う事業等									
		保育者のメンタルヘルスに関する窓口の設置を行う事業等									
		その他（下に具体的内容を記載してください）									

No.	設問	選択肢等	保育所	認可外保育施設	地域型保育事業	幼稚園	特別支援学校幼稚部	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
3.6	その他課題として感じていることについてご自由に記載してください。										
3.7	事案の未然防止と早期対応に関する好事例があればご自由に記載してください。										

保育施設における不適切な保育への対応等についての調査票

※本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのものです。本調査の趣旨を踏まえ、本調査へのご協力をお願いします。

※行・列の追加や削除、シート名の変更は行わないでください。

記入日：	年 月 日（ ）	
設置主体：		※プルダウンメニューより公立、私立を選択
施設類型		※プルダウンメニューより施設類型を選択
住所：都道府県名		※プルダウンメニューより都道府県名を選択
住所：市区町村名		※番地等は不要

※令和４年度（令和４年４月１日から令和４年12月31日の間の開所日）の状況について回答してください。

※貴園所在の市区町村に送付してください（認可外保育施設については、調査について連絡のあった自治体の指示に従ってください）。送信先アドレスをよく御確認いただき、内閣府・厚生労働省に直接送付するのはご遠慮ください。

No.	設問	選択肢	回答欄
○個別事案について	（注）認可外保育施設については、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市		
1	不適切な保育として施設内で確認された件数全体と類型毎の件数を入力してください ［内訳］複数の類型にかかるケースは、それぞれの類型毎にカウントすること ※把握していない／回答できない場合は「－」を入力して下さい ※施設で改めて振り返っていただき、該当すると考えられる場合に、積極的にあげてください	**不適切な保育の事実が確認された件数全体（数値を入力してください）** ※実件数で回答してください。よって、類型毎の数値の合計と必ずしも一致しません。	
		子ども一人一人の人格を尊重しない関わり（数値を入力してください）	
		物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ（数値を入力してください）	
		罰を与える・乱暴な関わり（数値を入力してください）	
		子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり（数値を入力してください）	
		差別的な関わり（数値を入力してください）	
		その他（数値を入力してください）（下に具体的内容を記載してください）	
2	No.1の事例について、どのようにフォローした、あるいはフォローする予定ですか。右の類型毎に件数をお答えください。（複数回答）	①当事者の保護者への報告	
		②保護者会での説明	
		③当事者の保護者やこどもに対する心のケア	

No.	設問	選択肢	回答欄
		④その他（数値を入力してください）（下に具体的内容を記載してください）	
3	No.1の事例について、その後の改善に向けてどのように取り組んでいる、あるいは取り組む予定ですか。右の類型毎に件数をお答えください。（複数回答）	①当事者である保育者への指導・助言	
		②施設内での情報共有	
		③施設内における再発防止策の検討・実施 （個々の職員の保育の方法の見直しに関するもの）	
		④施設内における再発防止策の検討・実施 （職員配置等、体制に関するもの）	
		⑤その他（数値を入力してください）（具体的内容を下枠に記載してください）	
4	No.1の事例について、市町村（注）への情報提供・相談を行った件数は何件ですか。	数値を入力してください	
5	No. 1 に関連して、市町村（注）への情報提供・相談に至っていない事案がある場合、 市町村への相談に至らなかった理由について当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答）	①施設内における再発防止策の検討・実施により改善が可能と考えたため	
		②市町村（注）の相談窓口が分からなかったため	
		③市町村（注）に情報共有・相談すべき事案かどうかの判断に迷ったため	
		④その他（具体的内容を下枠に記載してください）	
○園の体制等について			
6	職員等に対して、虐待等の防止に向けた手引きやセルフチェックリスト等の周知をしていますか。 ※「不適切な保育の未然防止及び発生時の手引き」や、全国保育士会が作成した 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」等	①している、②していない（プルダウンで選択）	
7	職員等に対して、不適切な保育の未然防止及び発生時の適切な対応のための研修等を実施していますか。	①している、②していない（プルダウンで選択）	
8	実際には行わなかったものの、こどもに対してどなることや思い通りに動かそうという感情的な気持ちになった経験などについて、職員会議の場で互いに出し合い、ヒヤリハット事例として共有するなど、職員間で背景にある課題、要因等の分析を行ったことはありますか。	①している、②していない（プルダウンで選択）	
9	虐待等の不適切な保育について、事案発生時の自治体への情報提供・相談等に係る方針の有無を選択してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）	
10	虐待等の不適切な保育について、事案を施設内で共有する機会の有無を選択してください。	①有り、②無し（プルダウンで選択）	

No.	設問	選択肢	回答欄
11	No.10で①有りの回答をした場合、その頻度についてもっとも近いものを一つ選択してください。	①その都度、②毎日、③毎週、④毎月1回、⑤四半期に1回、⑥半年に1回、⑦年に1回（プルダウンで選択）	
12	虐待等の不適切な保育について、事案の内容や対応経過等を記録していますか。	①している、②していない（プルダウンで選択）	
13	虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて求めるサポートについて当てはまるもの全てに数字の1を入力してください。（複数回答）。	①保育環境の改善を行う事業等	
		②勤務環境の改善に関するコンサルティング等	
		③職場内での研修の実施による職員相互の交流や資質向上の推進を行う事業等	
		④自園の保育を別の視点からの振り返る契機を得るため、公開保育の実施や保育施設間で職員の相互交流を行う事業等	
		⑤外部の助言者の巡回支援等、日々の保育の実践に関する相談支援体制の構築を行う事業等	
		⑥保育者のメンタルヘルスに関する窓口の設置を行う事業等	
		⑦その他（具体的内容を下枠に記載してください）	